

さ情審査答申第307号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月25日付けで貴職から受けた、「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や受理した個人情報に全関する全資料及び全データ（非公開資料及び全データ含む）（以下「本件対象保有個人情報」という。）」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年11月15日付け南健福第1956号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第91条第1項に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤っている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年10月18日付けで、審査請求人より、「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や受理した個人情報に全関する全資料及び全データ（非開資料及び全データ含む）」について、保有個人情報訂正請求書が提出された。

実施機関では、本人からの聞き取りを行ったうえで、訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、一部開示決定を行った対象文書のすべてを特定した。（相談受付簿（令和5年度）、相談受付簿（令和6年度）、つなぎ先記録R5年度、相談記録票（つなぐシート）（令和5年6月20日、6月22日）、相談受付・申込票、相談支援機関業務支援ツールの相談受付・申込票入力画面印刷、相談支援機関業務支援ツールのインテーク・アセスメントシート、相談支援機関業務支援ツールのプラン兼事業等利用申込書、相談支援機関業務支援ツールの自立相談支援評価シート、相談支援機関業務支援ツールの家計再生プラン、相談支援機関業務支援ツールの家計改善支援評価シート及び相談支援機関業務支援ツールの支援経過記録シート（出力用：経過一覧））。

特定した文書については、福祉まるごと相談支援員が請求者から受けた相談について、発言内容を記録したものである。また、発言内容を基に、問題解決のために関係機関と連絡をとり、内部で処遇を検討したことを記録したものである。請求者が当該内容を発言したという事実を基に作成したものであるため、不訂正決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求める」と主張している。

しかし実施機関では、上記1で述べたとおり、訂正請求に理由があると認められないことから、保有個人情報不訂正決定を行ったものであり、本件処分について何ら違法・不当な点はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年10月18日に訂正請求を行った「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や受理した個人情報に全関する全資料及び全データ（非開資料及び全データ含む）」である。

実施機関は、不訂正決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が令和6年9月25日付け南健福第1566号で行った保有個人情報一部開示決定に係る対象文書について、審査請求人が訂正請求を求めた結果、実施機関が令和6年11月15日付け南健福第1956号で行った保有個人情報不訂正決定に対し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

当該文書は福祉まるごと相談支援員が審査請求人から受けた相談について、発言内容を記録し、また発言内容を基に問題解決のために関係機関と連絡をとり、内部で処遇を検討したことを記録したものであり、審査請求人が当該内容を発言したという事実を基に作成したものであるとの実施機関の主張に疑義を挟む余地はないと判断する。

従って、当該文書について不訂正決定を行った本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 3月25日	諮問の受理（諮問第621号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍 由紀子	弁護士

(五十音順)